

柏市国民保護計画の変更について（概要）

1 柏市国民保護計画について

【国民保護法とは】

国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・県・市町村等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定したものです。

平成16年の国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられています。

※武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

【柏市国民保護計画とは】

柏市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、国の指針に基づき、柏市が国・県・他の市町村や関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。

武力攻撃等に対し、柏市が警報の伝達、避難誘導及び救援等を的確・円滑に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にすることを目的としています。

柏市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に基づき、平成19年3月に「柏市国民保護計画」を策定しました。

2 主な変更内容について

(1) 新たなシステムの活用に関する事項

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（32p, 68p）

弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により、瞬時に国から送信され、防災行政無線等で迅速に住民へ警報を伝達する旨を追記しました。

イ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）（68p）

国民保護に関する緊急情報を、国と地方公共団体で通信するための「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」を活用する旨追記しました。

ウ 安否情報システム

市が避難施設等で収集した避難住民等の安否情報を、市は県へ、県は国へ報告し、国と地方公共団体間で共有するための「安否情報システム」を活用する旨を追記しました。

(2) 関係機関との連携に関する事項

武力攻撃事態等合同対策協議会

市対策本部長が国の現地対策本部や関係地方公共団体の国民補が対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、武力攻撃事態等合同対策協議会に参加する旨を追記しました。

(3) 避難住民の誘導等に関する事項

ア 避難に当たって配慮する事項

(7) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

弾道ミサイルは極めて短時間に我が国に着弾することが予測されることから、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達、警報と同時に住民を屋内に避難させること及び近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等へ避難させることを追記しました。

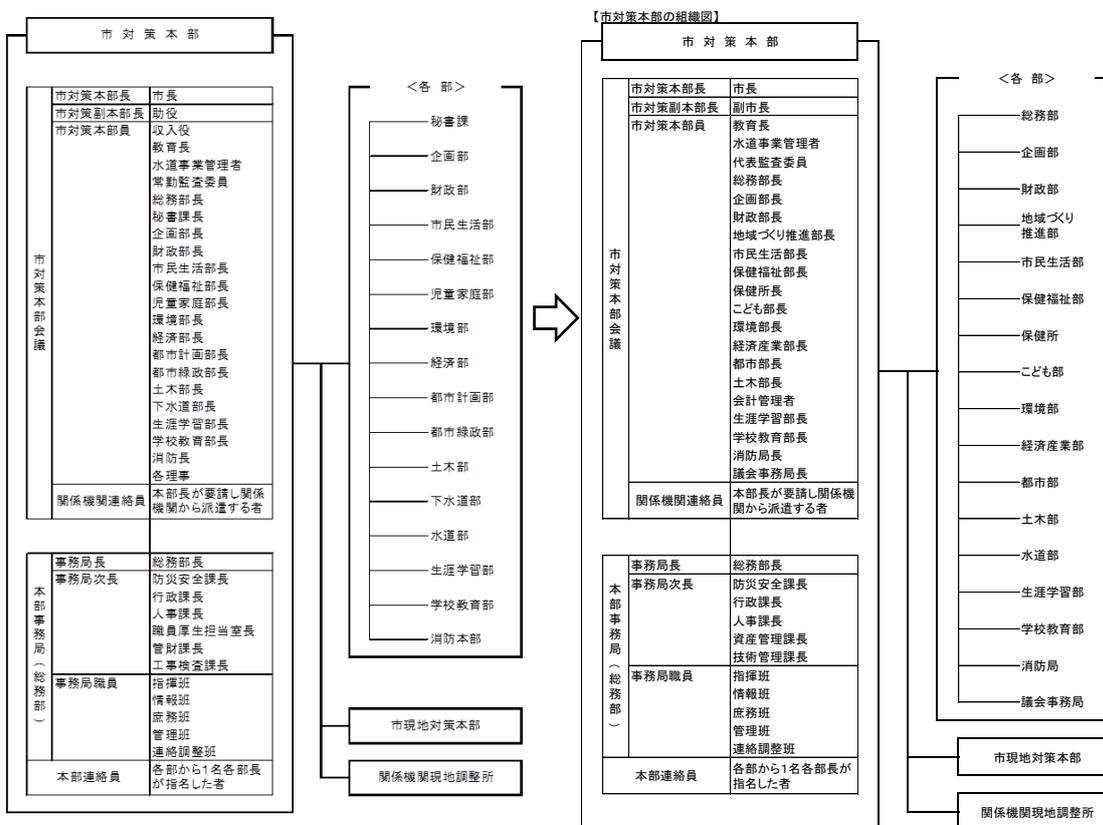
(4) グリラや特殊部隊による攻撃の場合

国の対策本部長から避難措置の指示が行われた場合、早急に避難の指示を行うこと及び、グリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長の指示を待ついとまがない場合、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定を行うこと等を追記しました。

3 柏市地域防災計画修正に伴うもの

(1) 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の配慮する人を「災害時要援護者」から「要配慮者」・「避難行動要支援者」へ名称が変更されたことに伴い、記述を変更しました。（4 p以降）

(2) 柏市の行政組織の変更に伴う対策本部組織の変更



柏市国民保護計画の変更について（協議が必要な変更項目）

はじめに

該当頁等	変更後	変更前
<p>表紙裏</p> <p>・未記載事項</p>	<p>はじめに</p> <p>大国間による全面戦争の可能性は小さくなったものの、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などが原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至っている。</p> <p>また、平成13年9月11日には米国での同時多発テロにより、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、その後も世界各地でテロが引き起こされ犠牲者が増え続けている。</p> <p>我が国においても、本格的な侵略行為を受ける蓋然性は低下しているものの、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。</p> <p>このことから、国では平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」※が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」など有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備された。</p> <p>世界の恒久平和の実現は、柏市住民共通の願いであり、平和を維持するためには、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要ではあるが、これら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす不条理な事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変</p>	<p>・未記載のため新規に追記</p>

	<p>重要なことであると考えるところである。</p> <p>市は、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、国民保護計画を策定し、市としての責務を適切に果たしていきたいと考える。</p>	
--	---	--

第1編 総論

第1章 目的、構成等

該当頁	変更後	変更前																		
28p 5 計画の特色	<p>(1) 市の実情・特性にあった計画 市は、首都東京に近接する人口密集地域である特性などを踏まえ、計画を策定した。</p> <p>(2) 初動体制を充実 県国民保護計画に示される初動体制充実の方針を踏まえ、国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。</p> <p>(3) 避難・救援等の記述を充実 高齢者、障害者等の避難行動要支援者をはじめとして、住民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未記載のため新規に追記 																		
11p 第4章 7 自衛隊施設 ・未記載事項を追記	<p>本市<u>周辺</u>に所在する自衛隊施設は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th colspan="2">施設・主要部隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏市 大室</td> <td>陸上 自衛 隊</td> <td>柏高射教育訓練場 ：第2高射特科群</td> </tr> <tr> <td>柏市 藤ヶ 谷</td> <td>海上 自衛 隊</td> <td>下総航空基地 ：教育航空集団司令部、 下総教育航空群</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	施設・主要部隊		柏市 大室	陸上 自衛 隊	柏高射教育訓練場 ：第2高射特科群	柏市 藤ヶ 谷	海上 自衛 隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部、 下総教育航空群	<p>本市に所在する自衛隊施設は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th colspan="2">施設・主要部隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大室</td> <td>陸上 自衛 隊</td> <td>柏高射教育訓練場 ：第2高射特科群</td> </tr> <tr> <td>藤 ヶ 谷</td> <td>海上 自衛 隊</td> <td>下総航空基地 ：教育航空集団司令部、 下総教育航空</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	施設・主要部隊		大室	陸上 自衛 隊	柏高射教育訓練場 ：第2高射特科群	藤 ヶ 谷	海上 自衛 隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部、 下総教育航空
所在地	施設・主要部隊																			
柏市 大室	陸上 自衛 隊	柏高射教育訓練場 ：第2高射特科群																		
柏市 藤ヶ 谷	海上 自衛 隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部、 下総教育航空群																		
所在地	施設・主要部隊																			
大室	陸上 自衛 隊	柏高射教育訓練場 ：第2高射特科群																		
藤 ヶ 谷	海上 自衛 隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部、 下総教育航空																		

			司令部，移動通信隊，第3術科学校，航空補給処下総支処，第203教育航空隊，第203整備補給隊，下総航空基地隊，下総システム通信隊，下総警務分遣隊			群，移動通信隊，第3術科学校，航空補給処下総支処
	柏市 十余 二	航空 自衛 隊	柏送信所 ：航空システム通信隊システム管理群中央通信隊送信所小隊	十 余 二	航空 自衛 隊	柏送信所 ：航空システム通信隊システム管理群中央通信隊送信所小隊
	松戸市 鎌ヶ 谷市	陸 上 自 衛 隊	松戸駐屯地 ：需品学校，需品教導隊，関東補給処松戸支処，第2高射特科群，			
	船橋市 八千 代市	陸 上 自 衛 隊	習志野駐屯地 ：第1空挺団，習志野駐屯地業務隊，特殊作戦群，習志野演習場			
	習志野市	航空 自衛 隊	習志野分屯基地 ：第1高射特科群第1高射隊			
13p 9(4) 帰宅困難者 対策について ・現状を整理して記載	<p>市には，通勤・通学などの交流人口が多いことから，帰宅困難者対策について，以下の点に留意するものとする。</p> <p>ア 「むやみに移動を開始しない」を基本原則とする。</p> <p>イ 企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要がある。</p> <p>ウ 企業等に所属する人でも本市に留まった後は整然と帰宅させる必要があることから，徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する</p>			<p>中央防災会議が定める「首都直下地震対策大綱（平成17年9月27日）」において，「最大650万人と想定される帰宅困難者の混乱を避けるため，むやみに移動を開始しない」との基本原則を明らかにしている。</p> <p>自然災害と武力攻撃災害では，その対応において当然異なるところもあるが，帰宅困難者の一斉帰宅行動による混乱を避けるという考え方はいずれにも共通するところであるため，本市は，八都県市首脳会議（地</p>		

	<u>必要がある。</u>	震対策研究部会) 及び千葉県における対応の検討を踏まえ、千葉県及び防災関係機関等との連携による対応を検討する。																		
16p 第5章2 ○指定地方行政機関 (自衛隊含む) ・防衛省自衛隊を追記	○指定地方行政機関 (自衛隊を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所</td> <td>1 災害救助用米穀等の緊急引渡</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所利根川下流河川事務所 千葉国道事務所</td> <td>1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td>1 気象状況の把握及び情報の提供</td> </tr> <tr> <td><u>防衛省</u> <u>陸上自衛隊松戸駐屯地</u></td> <td><u>国民保護等派遣部隊による救助・</u> <u>消防・水防活動及び</u> <u>救援物資の輸送等に関する</u> <u>こと</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀等の緊急引渡	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供	<u>防衛省</u> <u>陸上自衛隊松戸駐屯地</u>	<u>国民保護等派遣部隊による救助・</u> <u>消防・水防活動及び</u> <u>救援物資の輸送等に関する</u> <u>こと</u>	○指定地方行政機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所</td> <td>1 災害救助用米穀等の緊急引渡</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所利根川下流河川事務所 千葉国道事務所</td> <td>1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (銚子地方气象台)</td> <td>1 気象状況の把握及び情報の提供</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀等の緊急引渡	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀等の緊急引渡																			
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧																			
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供																			
<u>防衛省</u> <u>陸上自衛隊松戸駐屯地</u>	<u>国民保護等派遣部隊による救助・</u> <u>消防・水防活動及び</u> <u>救援物資の輸送等に関する</u> <u>こと</u>																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀等の緊急引渡																			
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川, 国道等の公共土木施設の応急復旧																			
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供																			

第2編 平素からの備えや予防

第1章 市における組織・体制の整備

18P~ 第2編 第1章 第1 1 市における平素の業務 ・市の行政組織が改編されたため変更 ※組織名の変更等	1 市における平素の業務 市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備にかかる業務を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>行政課</td> <td rowspan="6">総務部 ・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員厚生担当室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管財課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事検査課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監査事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>選挙管理委</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	平素の業務		行政課	総務部 ・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の		人事課		職員厚生担当室		管財課		防災安全課		工事検査課		監査事務局			選挙管理委		1 市における平素の業務 市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備にかかる業務を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>行政課</td> <td rowspan="6">総務部 ・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員厚生担当室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管財課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事検査課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監査事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>選挙管理委</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	平素の業務		行政課	総務部 ・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の		人事課		職員厚生担当室		管財課		防災安全課		工事検査課		監査事務局			選挙管理委	
部	課	平素の業務																																												
	行政課	総務部 ・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の																																												
	人事課																																													
	職員厚生担当室																																													
	管財課																																													
	防災安全課																																													
	工事検査課																																													
	監査事務局																																													
	選挙管理委																																													
部	課	平素の業務																																												
	行政課	総務部 ・市国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護計画の見直しに関すること ・備蓄物資に関すること ・非常通信体制の																																												
	人事課																																													
	職員厚生担当室																																													
	管財課																																													
	防災安全課																																													
	工事検査課																																													
	監査事務局																																													
	選挙管理委																																													

	総務部	行政課	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画の見直しに関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
		人事課		秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書課内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 	
		資産管理課		企画部	企画調整課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報広報体制の整備に関する事 ・その他企画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
		防災安全課			ホームタウン推進室	
技術管理課	企画部	行政改革推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報、通信体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 		
監査事務局		中核市準備室				
選挙管理委員会事務局		情報政策課				
	企画部	経営戦略課		<ul style="list-style-type: none"> ・財政課 ・契約課 ・収納課 ・市民税課 		
		情報・業務改善課				

	財政部	財政課 <u>債権管理課</u> 契約課 収納課 市民税課 資産税課 <u>会計課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護関係予算, その他の財務に関すること ・財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること ・現金及び物品の<u>出納, 保管体制の整備に関すること</u> 	資産税課 沼南支所税務課 会計課	
	地域づくり推進部	<u>秘書課</u> <u>広報広聴課</u> <u>協働推進課</u> <u>地域支援課</u> <u>スポーツ課</u> <u>各近隣センター</u> <u>アミュゼ柏</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営に関すること ・情報広報体制の整備に関すること ・その他地域づくり推進部部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	市民生活部 市民活動推進課 男女共同参画室 各近隣センター アミュゼ柏 市民文化会館 市民課 各出張所 保険年金課 沼南支所総務課 沼南支所市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営に関すること ・その他市民生活部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
	市民生活部	市民課 <u>消費生活センター</u> 保険年金課 沼南支所 <u>各出張所</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営に関すること ・その他市民生活部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所準備課 健康推進課 柏中央保健センター 沼南保健センター 沼南支所保健福祉課 高齢者支援課 介護保険管理室 地域包括支援センター 障害福祉課 各福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者, 障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療, 医薬品等の供給体制の整備に関すること ・死体の収容及び処理に関すること ・避難所運営に関すること ・その他保健福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
	保健福祉部	<u>福祉政策課</u> <u>地域医療推進課</u> <u>高齢者支援課</u> <u>地域包括支援課</u> <u>法人指導課</u> <u>医療公社管理課</u> 障害福祉課 <u>生活支援課</u> 各福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者, 障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療, 医薬品等の供給体制の整備に関すること ・死体の収容及び処理に関すること ・避難所運営に関すること ・その他保健福祉 	児童家庭部 児童育成課 こどもルーム担当室 各児童・幼児施設 保育課 各保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

		部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること		生活支援課 沼南支所児童家庭課	
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>総務企画課</u> ・<u>保健予防課</u> ・<u>生活衛生課</u> ・<u>地域保健課</u> ・<u>健康増進課</u> ・<u>衛生検査課</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健の整備に関すること ・その他保健所内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン推進課 ・環境施設課 ・環境サービス事務所 ・北部クリーンセンター ・南部クリーンセンター ・環境保全課 ・沼南支所環境課 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・その他環境部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
	こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>子育て支援課</u> ・<u>こども福祉課</u> ・<u>学童保育課</u> ・<u>保育整備課</u> ・<u>保育運営課</u> ・<u>こども発達センター</u> ・各保育園 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児等の安全、避難計画に関すること ・救助物資に関すること ・こども部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工課 ・新産業支援室 ・消費生活センター ・農政課 ・公設市場 ・農業委員会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等運送体制の整備に関すること ・その他経済部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>環境政策課</u> ・<u>廃棄物政策課</u> ・<u>環境サービス課</u> ・北部クリーンセンター ・南部クリーンセンター ・<u>産業廃棄物対策課</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること ・その他環境部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課 ・北部整備課 ・建築指導課 ・建築行政相談室 ・宅地課 ・建築住宅課 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設計画に関すること ・その他都市計画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
	経済産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>商工振興課</u> ・農政課 ・公設市場 ・農業委員会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等運送体制の整備に関すること ・その他経済部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑政課 ・公園管理室 ・都市緑政担当室 ・区画整理課 ・南柏駅東口 ・土地区画整 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設に関すること ・その他都市緑政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

	都市部	都市計画課 <u>住環境再生課</u> 北部整備課 建築指導課 <u>開発事業調 整課</u> 宅地課 <u>住宅政策課</u> <u>公園緑政課</u> 公園管理課 <u>市街地整備課</u> <u>北柏駅周辺 整備課</u> <u>中心市街地 整備課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設計画に関すること ・公園の復旧体制に関すること ・その他都市部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	土木部	理事務所 北柏駅北口 土地区画整理事務所 街路課 再開発課				
		<u>道路総務課</u> <u>道路保全課</u> <u>交通政策課</u> 交通施設課 <u>道路整備課</u> <u>下水道経営課</u> <u>下水道整備課</u> <u>下水道維持管理課</u> <u>河川排水課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川に関すること ・下水道施設に関すること ・その他土木部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 		土木総務課 交通施設課 道路建設課 新市道路整備室 道路維持課 道路サービス事務所 治水課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川に関すること ・その他土木部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 			
		土木部	水道部		<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・その他水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	下水道部 下水道総務課 下水道建設課 下水道維持課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設に関すること ・その他下水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 		
					水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・その他水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	水道部 総務課 給水課 配水課 浄水課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること ・その他水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	
						水道部	生涯学習部	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること ・避難所運営に関すること ・その他生涯学習部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関するこ 	生涯学習部 教育総務課 社会教育課 中央公民館 沼南公民館 中央視聴覚ライブラリー 沼南視聴覚ライブラリー

	生涯学習部	<p>教育総務課</p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p>文化課</p> <p>中央公民館</p> <p>図書館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること ・避難所運営に関すること ・その他生涯学習部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 		<p>文化課</p> <p>スポーツ課</p> <p>青少年課</p> <p>少年補導センター</p> <p>図書館(分館)</p>	と
	学校教育部	<p>学校教育課</p> <p><u>教職員課</u></p> <p>学校施設課</p> <p>学校保健課</p> <p>指導課</p> <p><u>児童生徒課</u></p> <p>学校給食センター</p> <p><u>少年補導センター</u></p> <p>各学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設に関すること ・児童・生徒の安全、避難等に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・避難所運営に関すること ・その他学校教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	学校教育部	<p>学校教育課</p> <p>学校施設課</p> <p>学校整備室</p> <p>学校保健課</p> <p>学校安全対策室</p> <p>学校給食センター</p> <p>指導課</p> <p>教育研究所</p> <p>各学校・幼稚園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育施設に関すること ・児童・生徒の安全、避難等に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・避難所運営に関すること ・その他学校教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
	消防局	<p><u>企画総務課</u></p> <p><u>消防職員課</u></p> <p><u>消防団課</u></p> <p><u>火災予防課</u></p> <p>警防課</p> <p>救急課</p> <p><u>指揮統制課</u></p> <p><u>西部消防署</u></p> <p><u>東部消防署</u></p> <p><u>旭町消防署</u></p> <p><u>沼南消防署</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動体制の整備に関すること ・その他消防局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること 	消防本部	<p>総務課</p> <p>予防課</p> <p>警防課</p> <p>救急課</p> <p>指令課</p> <p>消防署</p> <p>分署</p> <p>消防団</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動体制の整備に関すること ・その他消防本部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
議事事務局	<p>庶務課</p> <p><u>議事課</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整体制の整備に関すること 				

<p>22p 第1 2(3) 職員参集基準 ・参集人員を 具体化</p>	<p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国民保護等 連絡室体制</td> <td>総務部長，各部庶務担 当課長，防災安全課職 員，事態に応じた関係 部課職員</td> </tr> <tr> <td>②国民保護等 緊急対策本部 体制</td> <td>部長以上の職員・各部 庶務担当課長・各部局 等危機管理・防災統括 リーダー，事態に応じ た関係部課職員</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護 対策本部体制</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>		体制	参集人員	①国民保護等 連絡室体制	総務部長，各部庶務担 当課長，防災安全課職 員，事態に応じた関係 部課職員	②国民保護等 緊急対策本部 体制	部長以上の職員・各部 庶務担当課長・各部局 等危機管理・防災統括 リーダー，事態に応じ た関係部課職員	③市国民保護 対策本部体制	全職員					
	体制	参集人員													
	①国民保護等 連絡室体制	総務部長，各部庶務担 当課長，防災安全課職 員，事態に応じた関係 部課職員													
	②国民保護等 緊急対策本部 体制	部長以上の職員・各部 庶務担当課長・各部局 等危機管理・防災統括 リーダー，事態に応じ た関係部課職員													
	③市国民保護 対策本部体制	全職員													
<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態 の 状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事 態 認 定 前</td> <td>市の全部課室での対応は 不要だが，情報収集等の 対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室での対応が 必要な場合（現場からの 情報により多数の人を殺 傷する行為等の事実の発 生を把握した場合）</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事 態 認 定 後</td> <td rowspan="2">市国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合</td> <td>市の全部課室 での対応は不 要だが，情報 収集等の対応 が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>市の全部課室 での対応が必 要な場合（現 場からの情報 により多数の 人を殺傷する 行為等の事案 の発生を把握 した場合）</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>		事態 の 状況	体制の判断基準	体 制	事 態 認 定 前	市の全部課室での対応は 不要だが，情報収集等の 対応が必要な場合	①	市の全部課室での対応が 必要な場合（現場からの 情報により多数の人を殺 傷する行為等の事実の発 生を把握した場合）	②	事 態 認 定 後	市国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合	市の全部課室 での対応は不 要だが，情報 収集等の対応 が必要な場合	①	市の全部課室 での対応が必 要な場合（現 場からの情報 により多数の 人を殺傷する 行為等の事案 の発生を把握 した場合）	②
事態 の 状況	体制の判断基準	体 制													
事 態 認 定 前	市の全部課室での対応は 不要だが，情報収集等の 対応が必要な場合	①													
	市の全部課室での対応が 必要な場合（現場からの 情報により多数の人を殺 傷する行為等の事実の発 生を把握した場合）	②													
事 態 認 定 後	市国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合	市の全部課室 での対応は不 要だが，情報 収集等の対応 が必要な場合	①												
		市の全部課室 での対応が必 要な場合（現 場からの情報 により多数の 人を殺傷する 行為等の事案 の発生を把握 した場合）	②												
<p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民保護等連 絡室体制</td> <td>防災安全課職員</td> </tr> <tr> <td>国民保護等緊 急対策本部体 制</td> <td>具体的な参集基準 は，個別の事態の状 況に応じ，その都度 判断</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対 策本部体制</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>		体制	参集人員	国民保護等連 絡室体制	防災安全課職員	国民保護等緊 急対策本部体 制	具体的な参集基準 は，個別の事態の状 況に応じ，その都度 判断	市国民保護対 策本部体制	全職員						
体制	参集人員														
国民保護等連 絡室体制	防災安全課職員														
国民保護等緊 急対策本部体 制	具体的な参集基準 は，個別の事態の状 況に応じ，その都度 判断														
市国民保護対 策本部体制	全職員														

<p>23p (5) 市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位 ・市の例規に整合</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】</td> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>市国民保護対策本部長（市長）</th> <th>市国民保護対策副本部長（副市長）</th> </tr> <tr> <td>第1位</td> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>第2位</td> <td>総務部長</td> <td>企画部長</td> </tr> <tr> <td>第3位</td> <td>企画部長</td> <td>財政部長</td> </tr> <tr> <td>第4位</td> <td>財政部長</td> <td>地域づくり推進部長</td> </tr> <tr> <td>第5位</td> <td>地域づくり推進部長</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>第6位</td> <td>市民生活部長</td> <td>保健福祉部長</td> </tr> <tr> <td>第7位</td> <td>保健福祉部長</td> <td>保健所長</td> </tr> <tr> <td>第8位</td> <td>保健所長</td> <td>こども部長</td> </tr> <tr> <td>第9位</td> <td>こども部長</td> <td>環境部長</td> </tr> <tr> <td>第10位</td> <td>環境部長</td> <td>経済産業部長</td> </tr> <tr> <td>第11位</td> <td>経済産業部長</td> <td>都市部長</td> </tr> <tr> <td>第12位</td> <td>都市部長</td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td>第13位</td> <td>土木部長</td> <td></td> </tr> </table>	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③	【市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】			順位	市国民保護対策本部長（市長）	市国民保護対策副本部長（副市長）	第1位	副市長	総務部長	第2位	総務部長	企画部長	第3位	企画部長	財政部長	第4位	財政部長	地域づくり推進部長	第5位	地域づくり推進部長	市民生活部長	第6位	市民生活部長	保健福祉部長	第7位	保健福祉部長	保健所長	第8位	保健所長	こども部長	第9位	こども部長	環境部長	第10位	環境部長	経済産業部長	第11位	経済産業部長	都市部長	第12位	都市部長	土木部長	第13位	土木部長		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">【市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】</td> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>市国民保護対策本部長（市長）</th> <th>市国民保護対策副本部長（副市長）</th> </tr> <tr> <td>第1位</td> <td>副市長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>第2位</td> <td>総務部長</td> <td>企画部長</td> </tr> <tr> <td>第3位</td> <td>企画部長</td> <td>財政部長</td> </tr> <tr> <td>第4位</td> <td>財政部長</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>第5位</td> <td>市民生活部長</td> <td>保健福祉部長</td> </tr> <tr> <td>第6位</td> <td>保健福祉部長</td> <td>児童家庭部長</td> </tr> <tr> <td>第7位</td> <td>児童家庭部長</td> <td>環境部長</td> </tr> <tr> <td>第8位</td> <td>環境部長</td> <td>経済部長</td> </tr> <tr> <td>第9位</td> <td>経済部長</td> <td>都市計画部長</td> </tr> <tr> <td>第10位</td> <td>都市計画部長</td> <td>都市緑政部長</td> </tr> </table>	【市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】			順位	市国民保護対策本部長（市長）	市国民保護対策副本部長（副市長）	第1位	副市長	総務部長	第2位	総務部長	企画部長	第3位	企画部長	財政部長	第4位	財政部長	市民生活部長	第5位	市民生活部長	保健福祉部長	第6位	保健福祉部長	児童家庭部長	第7位	児童家庭部長	環境部長	第8位	環境部長	経済部長	第9位	経済部長	都市計画部長	第10位	都市計画部長	都市緑政部長
市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③																																																																																				
【市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】																																																																																						
順位	市国民保護対策本部長（市長）	市国民保護対策副本部長（副市長）																																																																																				
第1位	副市長	総務部長																																																																																				
第2位	総務部長	企画部長																																																																																				
第3位	企画部長	財政部長																																																																																				
第4位	財政部長	地域づくり推進部長																																																																																				
第5位	地域づくり推進部長	市民生活部長																																																																																				
第6位	市民生活部長	保健福祉部長																																																																																				
第7位	保健福祉部長	保健所長																																																																																				
第8位	保健所長	こども部長																																																																																				
第9位	こども部長	環境部長																																																																																				
第10位	環境部長	経済産業部長																																																																																				
第11位	経済産業部長	都市部長																																																																																				
第12位	都市部長	土木部長																																																																																				
第13位	土木部長																																																																																					
【市国民保護対策本部長，市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】																																																																																						
順位	市国民保護対策本部長（市長）	市国民保護対策副本部長（副市長）																																																																																				
第1位	副市長	総務部長																																																																																				
第2位	総務部長	企画部長																																																																																				
第3位	企画部長	財政部長																																																																																				
第4位	財政部長	市民生活部長																																																																																				
第5位	市民生活部長	保健福祉部長																																																																																				
第6位	保健福祉部長	児童家庭部長																																																																																				
第7位	児童家庭部長	環境部長																																																																																				
第8位	環境部長	経済部長																																																																																				
第9位	経済部長	都市計画部長																																																																																				
第10位	都市計画部長	都市緑政部長																																																																																				
<p>30p 第4 1(2) 基本的な考え方 ・県計画に整合</p>	<p>(2)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設・設備面</td> <td>非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</td> </tr> </table>	施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	<p>(2)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設・設備面</td> <td>非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</td> </tr> </table>	施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。																																																																														
施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る																																																																																					
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。																																																																																					
施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る																																																																																					
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。																																																																																					

<p>32 p (2) 防災行政無線の整備 ・未記載事項を追記</p>	<p>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p> <p><u>被災現場の状況を防災情報カメラ等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</u></p> <p>(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 <u>また、防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連携を図る。</u> 【被災情報の報告様式】 ※計画中の37Pに記載</p>	<p>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p> <p>(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。</p>
<p>40 p 第2章 1(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 ・用語の変更及び、内容の見直し</p>	<p>(3) <u>高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</u> 市は、<u>避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> <u>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</u></p>	<p>(3) 災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、自然災害時の災害時要援護者避難支援プランを活用しつつ、避難対策を講じる。</p>
<p>45 p 第3章 避難行動要支</p>	<p>第3章 <u>避難行動要支援者の支援体制の整備</u> 高齢者、障害者、乳幼児及び外国人と</p>	<p>第3章 災害時要援護者の支援体制の整備 高齢者、障害者、乳幼児及び外国人</p>

<p>援者の支援体制の整備</p> <p>・用語の変更及び、内容の見直し</p>	<p>いっさいいわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、<u>要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。</u></p> <p>1 <u>避難行動要支援者に関する配慮</u></p> <p><u>災害時の在宅要支援者への対応は、地域住民の手による、地域ぐるみの隣保共助体制を基本とし、こうした配慮を踏まえた普段からの住民活動を自主防災組織等を通じて支援する。</u></p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の把握</u></p> <p><u>各課が日常の在宅福祉サービス等の業務において把握している情報に基づき、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に、迅速な安否確認等適確な対応がとれるように備える。</u></p> <p><u>また、町会・自治会等は日頃よりK-Net を活用し、災害時に安否・避難が確認できるよう、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>支援体制の整備</u></p> <p><u>K-Net を活用し、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができるよう、自主防災組織等を育成し指導する。</u></p> <p>(3) <u>事前の予防対策</u></p> <p><u>避難行動要支援者本人、家族及び地域住民が、次に掲げるような、災害に対する心構えをしてもらうため、民生委員や地区社会福祉協議会などを通じて啓発を行う。</u></p> <p>ア <u>独り暮らし老人や高齢者世帯では、隣近所や町会・自治会の防災組織と交流をもち避難の援助を依頼するとともに、あらかじめ相談先や連絡先を知らせておく。</u></p> <p>イ <u>高齢者や障害者のいる家庭では、</u></p>	<p>等いわゆる災害時要援護者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、災害時要援護者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。</p> <p>1 災害時要援護者に関する配慮</p> <p>市は、災害時要援護者について、次のとおり配慮するものとする。</p> <p>(1) 災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握</p> <p>(2) 生活支援のための人材確保</p> <p>(3) 災害時要援護者の実情に応じた情報の提供</p> <p>(4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供</p> <p>(5) 病状あるいは障害の状況等に応じた介護用品または補装具の確保または提供</p> <p>(6) 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布</p> <p>(7) 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施</p> <p>(8) 要救護者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施</p> <p>2 施設管理者等の備え</p> <p>(1) 社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定め、また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うよう努める。</p> <p>(2) 学校や幼稚園等の管理者は、児</p>
--	--	---

	<p><u>連絡先や身元を記入した「緊急連絡カード」を用意しておく。</u></p> <p><u>ウ 高齢者や障害者のいる部屋は、家具類は必要最小限にし、安全な空間を確保しておく。</u></p> <p><u>エ 家の出口の避難経路を常に確保し、近くに障害物を置かない。</u></p> <p><u>オ 寝たきり高齢者に非常ベル等を備えておく。</u></p> <p><u>カ 目や耳の不自由な人は、情報の提供や避難の援助をお願いする特定の人を事前に決めておく。</u></p> <p><u>2 社会福祉施設等における備え</u></p> <p><u>保育園児、幼稚園児や福祉施設に通所あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう指導する。</u></p> <p><u>(1) 施設の安全対策</u></p> <p><u>幼稚園、保育園、近隣センター</u></p> <p><u>一、市中央公民館、心身障害者施設、養護老人ホーム及びその他の施設管理者は、災害に対する安全性の向上に努める。</u></p> <p><u>また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧に必要な自家発電機等の防災設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 組織体制の整備</u></p> <p><u>施設管理者は、市消防局長及び消防署長の指導を受け、防火管理者等を中心とした組織を整え、職員の仕事、動員、緊急連絡体制等を明確にしておく。</u></p> <p><u>また、日常から地域とのつながりを深め、近隣住民及び自主防災組織から支援・協力が得られるよう体制</u></p>	<p>童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努める。</p>
--	--	--

	<p><u>づくりを行う。</u></p> <p>(3) <u>国民保護に関する教育や訓練の充実</u></p> <p><u>施設管理者は、職員や入所者に対し、国民保護に関する知識を深めるなどの教育、災害時には冷静沈着な行動がとれるよう、実践的な訓練を定期的に行う。</u></p> <p>3 <u>外国人に対しての配慮</u></p> <p><u>言語、習慣、防災意識の異なる外国人に対し、発災時に的確に対応できるよう、次により環境づくりに努めるとともに、発災時の情報提供の万全を期すものとする。</u></p> <p>(1) <u>避難場所の表示やパンフレット等について、外国語を併用した標記とする。</u></p> <p>(2) <u>法律相談等について、通訳者等を配置した相談窓口を設置する。</u></p> <p>(3) <u>避難場所等に通訳者（または通訳ボランティア）を派遣するなど、災害情報提供に配慮する。</u></p>	
--	---	--

第3編 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1章 事態認定前の対処

<p>50p</p> <p>第3編</p> <p>第1章</p> <p>1(1)</p> <p>国民保護等連絡室の設置</p> <p>・県計画へ整合</p> <p>・県への報告及び廃止について記載</p>	<p>1 事態認定前における国民保護等連絡室及び国民保護等緊急対策本部の措置</p> <p>イ 「国民保護等連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。</p> <p><u>この場合、国民保護等連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</u></p> <p>ウ 総務部長は、情報分析の結果、武力</p>	<p>1 事態認定前における国民保護等緊急対策本部等の設置及び初動体制</p> <p>(1) 国民保護等連絡室の設置</p> <p>総務部長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「国民保護等連絡室」を設置する。</p> <p>なお、「国民保護等連絡室」は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連度が低い場合なども同様に設置する。</p>
--	---	--

	<p><u>攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。</u></p>	
<p>53p 第2章 1(1) 市対策本部の設置 ・現状に整合 ・県計画に整合</p>	<p>③ 市対策本部員及び市対策本部事務局員の参集 市対策本部事務局員（防災安全課）は、市対策本部員、市対策本部事務局員（防災安全課）は、市対策本部員、市対策本部本部職員等に対し、非常災害時職員動員連絡等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④ 市対策本部の開設 市対策本部事務局員（防災安全課）は、市役所本庁舎3階庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。 また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に設置した旨を連絡する。 <u>さらに、市対策本部事務局（防災安全課）は、直ちに、地方公共機関など関係機関に対して、市対策本部を設置した旨を通知するものとする。</u></p> <p>【代替施設の指定】 次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第1位 ウェルネス柏 第2位 沼南支所</p> </div>	<p>③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集 市対策本部担当課（防災安全課）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、非常災害時職員動員連絡等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④ 市対策本部の開設 市対策本部担当課（防災安全課）は、市役所第2庁舎3階庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。 また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に設置した旨を連絡する。</p> <p>【代替施設の指定】 次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第1位 沼南支所 第2位 消防本部 第3位 水道部 第4位 アミューゼ柏 第5位 各近隣センター</p> </div>

<p>5 5 p 市対策本部の組織図 ・現氏の組織に整合</p> <p>② 5 7 p 事務局の所掌事務</p> <p>③ 5 8 p 各部の所掌事務</p> <p>(4)イ 広報手段</p> <p>6 1 p ・現状に変更</p>	<p>【市対策本部の組織図】 ※計画中の5 5 Pに記載</p> <p>② 事務局の所掌事務 <u>資産管理課</u> <u>技術管理課</u></p> <p>③ 各部の所掌事務 現在の市の組織図の変更 ※計画中のP 5 8～6 1に記載</p> <p>(4) 市対策本部における広報等 イ 広報手段 <u>防災行政無線</u>、<u>広報誌</u>、<u>テレビ・ラジオ放送</u>、<u>広報車</u>、<u>防災速報アプリ</u>、<u>ツイッター</u>、<u>記者会見</u>、<u>問い合わせ窓口の開設</u>、<u>インターネットホームページ</u>等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>	<p>管財課 工事検査課</p> <p>イ 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。</p>
<p>6 8 p～ 第4章第1 1 (1)警報の内容の伝達 2 (3) ・現状に変更 ・用語の変更</p>	<p>オ <u>ホームページ</u>、<u>メール配信サービス</u>、<u>防災速報アプリ</u>、<u>ツイッター</u></p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に<u>要配慮者</u>について</p>	<p>オ ホームページ</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に災害時要援護者について</p>
<p>7 1 p 第2 1 (2)避難指示の流れ 未記載事項を記載</p>	<p>※市長は、<u>避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。</u></p>	
<p>8 0 p 第5章1 (2) 着上陸侵攻への対応 未記載事項を記載</p>	<p>【着上陸侵攻への対応】 <u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このた</u></p>	

	<p>め、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めて行くこととする。</p>	
<p>9 2 p 第 7 章第 2 1 退避の指示 ・概要図を新規に挿入</p>	<p>1 避難指示の概要 <u>【退避の指示の概要】図を挿入</u> ※計画中の 9 2 P に記載</p>	
<p>9 3 p 退避の指示 (一例) ・一例を新規に記載 ・屋内避難のイメージ図を挿入 ・屋内避難指示の一例を新規に記載</p>	<p><u>【避難の指示 (一例)】</u> <u>「〇〇町×丁目, △△町〇丁目」地区の住民については, 〇〇地区の△ (一時) 避難場所へ避難すること。</u> <u>【屋内退避のイメージ】</u> ※計画中の 9 3 P に記載 <u>【屋内退避の指示 (一例)】</u> <u>「〇〇町×丁目, △△町〇丁目」地区の住民については, 外での移動に危険が商事つため, 近隣の堅牢な建物や地下街などに一時退避すること。</u></p>	
<p>9 4 p ③屋外退避の指示 ・屋外避難のイメージ図を挿入 ・屋外指示の一例を記載</p>	<p>③ <u>屋外への避難の指示</u> <u>市長は, 住民等が, 屋内に留まるよりも, 速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは, 「屋外退避 (避難所等への避難)」を指示する。「屋外への避難の指示」は, 次のような場合などに行うものとする。</u> <u>・駅や大規模集客施設, 地下街などの施設の中で, N B C 攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で, 屋内においては汚染され, 生命, 身体に危険が及ぶと判断される時。</u> <u>【屋外退避のイメージ】</u> ※計画中の 9 4 P に記載 <u>【屋外退避の指示 (一例)】</u></p>	

	<p>○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること</p>	
--	--	--

第4編 緊急処理事態への備えと対処

第2章 緊急処理事態への対処

<p>131p～ 第4編 第2章第3 1(2) 2(1)② (2)② (3)② (4)② ・現状に変更</p>	<p>(2)緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル ※計画中123Pに記載</p> <p>②放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル ※計画中125Pに記載</p> <p>②生物テロ等発生時の関係機関連携モデル ※計画中127Pに記載</p> <p>②化学テロ等発生時の関係機関連携モデル ※計画中129Pに記載</p> <p>②爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル ※計画中131Pに記載 ※図中「消防本部」を⇒すべて消防局に変更</p>	
---	--	--